

各県立学校長 殿

体育保健課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

上記について、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。今般の基本的対処方針の変更は、新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言を踏まえたものとなります。

ついては、提言に係る留意事項及び、県教育委員会が実施した教室における二酸化炭素濃度のモニタリング結果を参考に、引き続き、必要な感染症対策に取り組むようお願いします。

記

1 検査の活用について

○学校内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査等、これまでの使用場面に加え、地域の感染状況に応じて、部活動の大会前や修学旅行前等において、必要と判断した場合には積極的に抗原検査キットを活用すること。（令和3年9月15日付け教委体第1673号通知参照）

2 換気について

○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「学校環境衛生基準」に加え、以下に示す内容も参考に取り組むこと。

【換気提言〔感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日 新型コロナウイルス感染症対策分科会）〕に示されている内容】

- ・学校（幼稚園を含む）については、常時換気に努めるなど「衛生管理マニュアル」を踏まえた適切な換気等の基本的な感染対策を徹底し、できる限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。（P5）（学校環境衛生基準における基準値は1,500ppm）
- ・必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。（P4）
- ・必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレーターのほか、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も考えられる。（P4）
- ・教室の換気に加え、更衣室、中廊下、移動用の車両、学生寮など一時に多数の生徒が集まる場所において、二酸化炭素濃度測定器等により密集時の二酸化炭素濃度を測定し、換気の改善を実施。また、必要に応じて、同時に利用する人数を制限。（P7）
- ・パーティションを配置する場合は、空気の流れを阻害しないこと。（P3）

【教室における二酸化炭素濃度のモニタリング】

県立学校を対象に、教室等の二酸化炭素濃度のモニタリングを実施した。その概要と結果は以下のとおり。

■概要

対 象 3校（高等学校、中学校、特別支援学校）
期 間 令和4年7月11日（月）～15日（金） 5日間
場 所 2教室（学年及び階数が異なる教室）及び体育館
内 容 8：30から16：00まで90分ごとに測定（1日6回）
調査項目 CO₂濃度、室温、湿度、天気、エアコン等使用状況、窓の開放状況、
児童生徒の有無

■調査結果から

- ・教室内の二酸化炭素濃度は、142回の測定のうち、基準値である1,500ppmを超えたのは1回のみであり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示されている換気（可能な限り常時換気、廊下側と窓側を対角に開ける、窓を開ける幅は10～20cm等）の実施により、効果的な換気が確認された。
- ・教室内の人数が多いほど、二酸化炭素濃度が高いことが確認された。
- ・教科等において、会話や発声を伴う活動により、二酸化炭素濃度が高くなる場合もあったことから、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）を活用し、必要換気量を満たしているかを確認するとともに、適宜換気を行うなどの取組みが必要。

【担当】

学校保健・食育班 秋吉・村上・阿南
TEL 097-506-5636